

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第1号
監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務
所 管 所 属：水道局
通 知 日：令和7年1月16日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
6	産業廃棄物処理業務委託における検査手続について改善を求めたもの。 検査資料を確認した結果、検査要領第4条に規定する管財課長が各課長等に委託した検査について、受託担当課長等が検査を実施すべきところ、係員（検査員）が検査を実施していた。また、総括検査員である管財課長が検査調書を作成すべきところ、検査を実施した係員（検査員）が作成していた。 【指摘事項】 水道局は、検査を担当する職員に対し研修を実施し検査要領の重要性を理解させ、定められた職階による適正な検査を実施するとともに、検査要領に沿って検査調書を作成すること。	【1】 検査要領に則った検査調書の作成について 検査要領第4条第1項の規定により総括検査員である管財課長から受託担当課長等に委託された検査については、受託担当課長等が検査を補助する職員（以下「検査職員」という）を指名し、履行に関する書類や現場立会等により履行状況を確認させた上で、財務会計システムにより受託担当課長等自らが決裁しており、受託担当課長等が検査を実施しているところであるが、検査調書については、検査要領第14条において受託担当課長等からの検査結果の通知を受けて総括検査員である管財課長が作成するものとされているにもかかわらず、受託担当課長等から総括検査員である管財課長への通知が行われないまま前記の財務会計システムによる受託担当課長等の決裁により作成されるとともに、その作成名義は決裁権者である当該受託担当課長等ではなく指名された検査職員となっていた。 このため、受託担当課長等に委託された検査の検査調書の作成に当たっては、財務会計システムによる検査調書作成の決裁の決裁ルートに総括検査員である管財課長を加え同課長を決裁権者とするとともに、検査調書の作成名義を管財課長とするという、検査要領の規定に則った事務処理手順を局内に周知した。（令和5年11月16日実施済） あわせて、今回の指摘を機に、総括検査員である管財課長からの委託を受けて受託担当課長等が実施した検査の検査調書を総括検査員である管財課長が作成することとしている検査要領の規定に沿った事務処理手順自体についても、適正で効率的な検査事務の執行の観点からその意義・必要性を改めて検討し、その結果、効率性の観点から、検査実施から検査調書の作成、検査結果通知に至るまでを一貫して実施できるように検査体制を見直すこととした。 検討の結果、検査職員等のそれぞれの役割と責任を明確にし、固定資産の買入契約含め、原則として契約請求担当課長が検査を行うこととし、一定額超の工事の検査については検査専門部署の課長が検査を行うこととして業務フローを見直し、令和6年9月30日付けで局内で意思決定を行った。 決定した方針に基づき、管財課長が総括検査員として検査を行う体制から、原則として契約請求担当課長が検査職員として検査を行い、一定額超の工事の検査については検査専門部署の課長が検査職員として検査を行う体制とすることに伴い、令和5年11月16日実施済の検査調書の作成名義を管財課長とする取り扱いについては廃止し、検査調書の作成名義については各検査における検査職員とすることとし、契約規程のほか、関係管理規程・関係要領・事務処理マニュアル等の改正を行い、令和6年12月1日付けで実施した。また、これらの制度改正については、検査業務に従事する職員に対して周知を行った。	措置済	令和6年12月1日

		【2】 検査業務に従事する職員への研修について 今回の指摘を受けて、受託担当課長等をはじめ検査業務に従事するすべての職員に対し、検査要領の内容を正しく理解して業務を遂行することはもとより、指摘において示されたリスクを明らかにしながら検査調書を作成する意義・趣旨やその作成名義の重要性について、e-ラーニングによる研修を行った。	措置済	令和5年12月28日
--	--	---	-----	------------

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第2号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 大阪市商業振興企画株式会社

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和6年12月2日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1(2)	(2) 退職給付引当金の会計処理について 本法人では、退職手当支給規程（平成9年10月1日制定）を有し、退職一時金制度を採用しているが、従来から計算書類において、退職給付引当金の計上がなされていなかった。 [指摘事項1(2)] 本法人は、中小企業の会計に関する基本要領を正確に認識し、必要な指導を会計顧問に仰ぐ等、適正な会計処理が行える仕組みを講じられたい。	「中小企業の会計に関する基本要領」を正確に認識し、適正な会計処理が行えるよう関係職員に周知徹底するとともに、会計顧問と調整し、毎月実施する打合せにおいて、適宜、会計処理に関する相談を行うなど、会計顧問の指導のもと適正な会計処理を行える仕組みを導入した。	措置済	令和6年6月21日
3(1)	3 財務諸表等の開示について改善を求めたもの (1) 勘定科目の正確な使用について 本法人では令和4年度決算において、貸借対照表上賞与引当金勘定（勘定科目一覧表コード2126）に該当するものを未払費用勘定に含めて計上（金額874,656円）しており、また保有する社債から得られるクーポン利息（金額406,000円）については損益計算書上雑収入勘定（勘定科目一覧表コード7118）で表示すべきところを受取配当金勘定で計上していた。 [指摘事項3(1)] 本法人は、経理規程を正確に認識するとともに、必要に応じて専門家等に確認するなどして、起票する際に、当該規程に準拠して適切な勘定科目を使用できる仕組みを講じられたい。	経理規程を正確に認識し、適正な会計処理が行えるよう関係職員に周知徹底するとともに、会計顧問と調整し、毎月実施する打合せにおいて、適宜、会計処理に関する相談を行うなど、会計顧問の指導のもと適正な会計処理を行える仕組みを導入した。	措置済	令和6年6月21日
3(2)	(2) 有価証券の表示区分 本法人では、従来から令和6年3月15日を償還期限とする無担保社債（金額20,000,000円）を保有しており、貸借対照表の投資その他の資産の区分における投資有価証券として表示しているが、令和4年度決算期末日後1年以内に満期の到来する社債等に該当するため、有価証券として流動資産の区分において表示すべきであった。 [指摘事項3(2)] 本法人は、中小企業の会計に関する基本要領を正確に認識し、必要な指導を会計顧問に仰ぐ等、適正な会計処理が行える仕組みを講じられたい。	「中小企業の会計に関する基本要領」を正確に認識し、適正な会計処理が行えるよう関係職員に周知徹底するとともに、会計顧問と調整し、毎月実施する打合せにおいて、適宜、会計処理に関する相談を行うなど、会計顧問の指導のもと適正な会計処理を行える仕組みを導入した。	措置済	令和6年6月21日

3(3)	(3) 税効果会計に係る繰延税金資産等の算定について 本法人では、令和4年度の計算書類の個別注記表5. 税効果会計に関する注記の繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳に列挙されている金額は、実際に適用されるものと相違する事業税率を用いて計算した法定実効税率をもとに算定されたものであった。 [指摘事項3(3)] 本法人は、税効果会計に関する知識を習得するとともに、必要な指導を会計顧問に仰ぐ等、適正な会計処理が行える仕組みを講じられたい。	税効果会計に関する知識を習得し、適正な会計処理が行えるよう関係職員に周知徹底するとともに、会計顧問と調整し、毎月実施する打合せにおいて、適宜、会計処理に関する相談を行うなど、会計顧問の指導のもと適正な会計処理を行える仕組みを導入した。	措置済	令和6年6月21日
3(4)	(4) 担保資産に対応する債務の開示について 本法人では、令和4年度の計算書類における個別注記表3. 貸借対照表に関する注記(3) 担保に供している資産及び対応する債務において、担保資産に対応する債務の金額について、1年以内返済予定の長期借入金10,000千円の記載はあるが、この他に長期借入金54,939千円の記載が必要であり、これに関する記載がなされていない。 [指摘事項3(4)] 本法人は、中小企業の会計に関する基本要領を正確に認識し、必要な指導を会計顧問に仰ぐ等、適正な開示が行える仕組みを講じられたい。	「中小企業の会計に関する基本要領」を正確に認識し、適正な会計処理が行えるよう関係職員に周知徹底するとともに、会計顧問と調整し、毎月実施する打合せにおいて、適宜、会計処理に関する相談を行うなど、会計顧問の指導のもと適正な会計処理を行える仕組みを導入した。	措置済	令和6年6月21日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第5号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 行政財産の目的外使用許可等に関する事務

所管所属：大阪港湾局

通知日：令和6年11月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 目的外使用許可の手続については是正及び改善を求めたもの (1) 意思決定過程について - 大阪港湾局において、決裁に許可理由が記載されておらず、いずれの審査基準に該当するのかなど、使用許可の判断基準が不明確であるものが確認された。 - 大阪港湾局において、決裁に使用料減額（免除）理由若しくは保証金免除理由、又はその両方が記載されておらず、使用料減額（免除）や保証金免除の判断過程が不明確であるものが確認された。 (2) 遵守すべき手続上のルールについて - 大阪港湾局において、契約管財局が定める基本的なルールが浸透しておらず、次のとおり適正に事務処理が行われていない事実が散見された。 - 最新版の許可書様式を使用していなかったため、不服申立てに係る教示が改正前の行政不服審査法の内容となっていたもの（大阪港湾局） - 保証金引継ぎに当たり、標準様式の申請書を使用していなかったことで、書面による相手方の意思確認ができていないもの（大阪港湾局） - 申請された使用期間の始期を過ぎた日付で許可書を発行しているもの（大阪港湾局） 【指摘事項1】 1. 大阪港湾局は、契約管財局が定めたルールに基づき適正に事務を実施できるよう、起案文のひな形、許可書等の標準様式に基づき事務処理を行われたい。 また、下記4のような契約管財局の支援の下、適正な事務処理が行われているかを所属内でチェックできる有効な仕組みを構築されたい。 (参考) 4. 契約管財局は、制度所管所属として上記の現状を踏まえ、手続の基本事項について、財産管理主任等を通じて周知徹底や研修を実施する等により、各所属が自己点検・確認を行い、適正な事務処理を実施できるよう支援されたい。	【1】 契約管財局から、令和5年度監査委員監査における「行政財産の目的外使用許可等に関する事務」に対しての指摘事項に係る改善策の通知を受け、使用許可の起案を行う際は、原則契約管財局が示している合議決裁案文（起案文のひな形）や許可書を使用するよう行政財産を所管する課に周知した。 また、行政財産を所管する課に新たに財産管理副主任を設置したうえで、課内の決裁ルートに加えるとともに、財産管理主任から財産管理副主任に対して目的外使用許可の手続に関する研修を定期的を実施することにより、契約管財局合議案件以外も含め適正な事務処理が行われているか所属内でチェックできる仕組みを構築した。 なお、財産管理副主任への目的外使用許可の手続に関する研修を令和6年7月26日に実施した。今後も新たに財産管理副主任が任命される度に研修を実施していく。	措置済	令和6年7月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	3 現地管理について改善を求めたもの 大阪港湾局においては、許可条件と使用状況が一致しているかの履行確認に関して、目視により行っているとの説明であったが、特に庁舎内にある許可物件については日頃から目の当たりにするという実状もあり、その記録までは残しておらず、実施状況や結果について組織共有されているかを確認できなかった。 【指摘事項4】 1. 大阪港湾局は、行政財産の目的外使用許可を行うに当たり、下記2のような契約管財局の支援の下、庁舎内の許可物件のように日常管理を十分に行えるものか、物件の管理状況を勘案の上、必要に応じて履行確認の記録を残すなど、その取扱いを整理し、適切に現地管理を実施されたい。 (参考) 2. 契約管財局は、制度所管所属として、各所属において適切に現地管理が行われるよう、普通財産だけでなく目的外使用許可物件についても必要に応じて履行確認の記録を残すよう注意喚起を行うなど、有効な支援を実施されたい。	【1】 行政財産を所管する課に新たに設置した財産管理副主任が、必ずしも履行確認の記録を残す必要がないと考えられる目的外使用許可の対象物件（①日常管理を十分に行えると判断できる庁舎での許可物件、②目視等により現地確認が難しい埋設されている許可物件、③日程的に現地確認が難しい使用許可期間が極めて短期間であったり、許可日が土日祝日のみの許可物件）以外について、管理状況を勘案の上、大阪港湾局現地管理要領に準じて履行確認の記録を残すとともに、財産管理主任から財産管理副主任に対して現地管理に関する研修を定期的実施することにより、適切に現地管理を実施する。 また、すでに確認記録を残す等の仕組みを構築している部署においては、引き続きその仕組みにより適切に現地管理を実施する。 なお、財産管理副主任への現地管理に関する研修を令和6年7月26日に実施した。今後も新たに財産管理副主任が任命される度に研修を実施していく。	措置済	令和6年7月26日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 6 の第23号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 消防局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行

所 管 所 属：消防局

通 知 日：令和 6 年11月27日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	工事中の安全管理について改善を求めたもの ・建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年国土交通省告示第496号）建築工事編第23外部足場に関する措置に基づき、建築工事を行う部分から、ふ角75度を超える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、落下物による危害防止のための防護柵等を設置しなければならないが、天王寺消防署外壁その他改修工事では、一部、防護柵が設置されていなかった。 ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令に基づき、建築物等の解体工事等に伴う石綿の除去作業による石綿の飛散を防止するため、石綿含有建材の除去作業については、作業員の保護具の着用等薬液等による湿潤化、飛散防止対策の設置、排水水の処理等の作業基準を遵守する必要があるが、天王寺消防署外壁その他改修工事では、一部の作業において、作業員の保護具未着用、作業場の飛散防止対策が未実施であった。 ・道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に基づき、道路において工事若しくは作業をしようとする者等は、当該場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。西消防署江戸堀出張所昇降設備改修工事では、受注者が消防署に隣接する道路において、車両を停車し、荷降ろし等の作業を行ったが、道路の使用の許可を受けていなかった。 【指摘事項】 消防局は、労働安全衛生法、その他各種法令等に基づいて作業基準等を遵守しているか確認するため、チェックリストを用いるなど、工事中の安全管理を確認する仕組みを構築し、適切に受注者を指導するよう努められたい。	工事中の安全管理について、各種法令等の遵守に関し漏れなく確認するため、各職種の施工チェックシートを用いる仕組みを構築した。 令和 6 年 9 月18日に開催した監査指摘における再発防止策説明会において、施工チェックシートの運用について説明を行い、同日から運用を開始した。 今後もチェックシートを適宜、見直していくとともに、定期的に説明会を実施し、再発防止に取り組んでいく。	措置済	令和 6 年 9 月18日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	工事等の積算業務における照査の徹底について改善を求めたもの ・建築工事の積算において、徴取した見積価格に対して、調整率を二重に乗じて価格を算出していた。 ・設備工事、設備修繕の積算において、徴取した見積価格に対して、調整率を乗じた価格の端数調整の方法を誤っていた。 ・建築工事の積算において、諸経費等を算出する際に設置しない監理事務所の経費率を減していなかった。 ・設計業務委託の積算において、適用する積算基準の年版を誤ったため、改定前の経費率を使用していた。 【指摘事項】 消防局は、今回検出された不備を防ぐよう積算照査チェックリストに追加するなど、積算の照査を確実に実施する仕組みを構築されたい。	積算の照査を確実に実施する仕組みとして、今回指摘のあった項目を各職種の積算チェックシートに追加した。 令和6年9月18日に開催した監査指摘における再発防止策説明会において、積算チェックシートの見直しについて説明を行い、同日から運用を開始した。 今後もチェックシートを適宜、見直していくとともに、定期的に説明会を実施し、再発防止に取り組んでいく。	措置済	令和6年9月18日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	工事等の設計変更について改善を求めたもの ・消防局庁舎指令情報センターその他改修工事では、工事作業員及び第三者に対して、工事区域を明確にするため、工事場所の周囲を高さ1.8メートルのガードフェンス（養生シート貼り）による立入防止施設を設置する、と設計図書に明記していたが、受注者との協議において、カラーコーン及びコーンバーに変更したにもかかわらず、設計変更を行っていなかった。 ・消防局庁舎指令情報センターその他改修機械設備工事では、新設する空調機用冷媒配管（屋外部）の保温外装をステンレス仕上げる、と設計図書に図示していたが、受注者との協議において、溶融アルミニウム亜鉛鉄板での施工に変更したにもかかわらず、設計変更を行っていなかった。 ・消防局庁舎機械式駐車場修繕では、修繕に伴って発生する撤去材（鉄類870kg）を産業廃棄物処分する、と設計図書に指定していたが、受注者との協議において、受注者が撤去材を有価物として処理したにもかかわらず、設計変更を行っていなかった。 ・令和4年度経年防火水槽調査・設計業務委託（その2）では、コンクリート造防火水槽のひび割れ等の調査方法として、設計図書にインパクトエコー法による調査を指定していたが、受注者との協議において、サーモグラフィ試験による調査方法に変更したにもかかわらず、設計変更を行っていなかった。 【指摘事項】 消防局は、設計図書で指定された施工方法等を変更する場合、設計変更が必要であることを関係職員が認識するよう、設計変更のガイドラインに定めた事務処理フローを周知徹底し、適時適切に設計変更が行われる仕組みを構築し、実施されたい。	令和6年9月18日に開催した監査指摘における再発防止策説明会において、設計変更ガイドライン及び、ガイドラインに定められた設計変更判定シートの運用並びに施工チェックシートと施工プロセスチェックシートの設計変更確認項目についても説明を行い、同日から運用を開始した。 今後も定期的に説明会を実施し、再発防止に取り組んでいく。	措置済	令和6年9月18日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	監督業務における出来形管理及び品質管理について改善を求めたもの ・令和5年度防火水槽補強工事では、コンクリート造防火水槽内面のライニング箇所について、ディスクグラインダーによる平面研磨が不十分な状態で、シリコンシートによるライニング材貼付けを実施している工事写真が検出された。 ・消防局庁舎指令情報センターその他改修工事では、新設する間仕切り壁について、設計図書どおりに特注仕様で施工したことが確認できる出荷証明書や施工時の写真が不足していた。 ・高度専門訓練センター救助訓練施設その他改修工事では、鉄製訓練施設の塗装箇所について、さび落としが不十分な状態で塗装を実施している工事写真が検出された。 ・消防局庁舎機械式駐車場修繕では、受注者が有価物として処理した発生材（鉄類）の量を証明する書面が提出されていなかった。 ・令和4年度経年防火水槽調査・設計業務委託（その2）では、コンクリート造防火水槽の底版部健全度の判定根拠となる調査方法や写真等、報告書に記載すべき事項が不足していた。 【指摘事項】 消防局は、工事目的物等の出来形や品質の確保を図るためのチェックリストを用いるなどして、設計図書を満たしているか確認する仕組みを構築し、適切に受注者を指導するよう努められたい。	工事目的物等の出来形や品質について、設計図書を満たしているか確認するため、各職種の施工チェックシートを用いる仕組みを構築した。 令和6年9月18日に開催した監査指摘における再発防止策説明会において、施工チェックシートの運用について説明を行い、同日から運用を開始した。 今後もチェックシートを適宜、見直していくとともに、定期的に説明会を実施し、再発防止に取り組んでいく。	措置済	令和6年9月18日
5	請負工事等の適正な検査実施について改善を求めたもの 工事等の検査においては、書類及び現場確認により、契約書に基づき、工事等の実施状況、出来形、品質等について確認する必要があるが、前記4で記載した現状のとおり、履行状況報告書（工事写真等）において、契約どおりの履行と確認できないものが提出されていたにもかかわらず、検査合格としていた。 【指摘事項】 消防局は、検査職員が検査チェックリストで確認すべき要点等を理解するよう研修を行うなど、工事等の検査を確実に実施する仕組みを構築されたい。	令和6年9月18日に、工事等の専門知識を有する技術職員から、現地検査のポイントの説明を受けるとともに、工事等の検査の品質向上を図るため、各職種の検査チェックポイントを用いる仕組みを構築した。 令和6年10月8日に開催した検査担当部署における監査指摘に係る再発防止策説明会において、現地検査のポイント及び検査チェックシートの運用について説明を行い、同日から運用を開始し、組織的な情報共有を図るため、消防局の共有サイトに掲載した。 今後もチェックシート等を適宜、見直していくとともに、定期的に説明会を実施し、再発防止に取り組んでいく。	措置済	令和6年10月8日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
6	コンクリート造防火水槽の防水補修工法の検討について改善を求めたもの 令和5年度防火水槽補強工事の設計図書を確認したところ、防水補修に用いる表面被覆材のひび割れ追従性（要求性能）は、維持管理マニュアル、標準示方書及び防火水槽の劣化状況を調査した結果から、15ミリメートルのひび割れにも対応可能な要求性能としていた。 しかし、消防局に防火水槽の防水工法を確認したところ、表面被覆材の要求性能の根拠が整理されていなかった。 【指摘事項】 消防局は、コンクリート造防火水槽の防水補修工事の工法を選定する基準の考え方について整理されたい。 また、本監査の経過を残すなど組織的に情報を共有できるように取り組まれたい。	コンクリート造防火水槽の防水補修工事の工法等の根拠を整理し、令和6年9月18日に「防火水槽の補強・補修工事について」を作成した。 また、組織的な情報共有を図るため、消防局の共有サイトに掲載した。	措置済	令和6年9月18日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 7 の第 1 号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 市設建築物（庁舎等）の個別施設計画に基づく維持管理に関する事務

所 管 所 属：都島区役所

通 知 日：令和 7 年 3 月 4 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	法定点検の実施について改善を求めたもの フロン排出抑制法に基づく点検について、簡易点検が実施されていない施設や簡易点検及び定期点検は実施されているが点検の記録が保存されていない施設が確認された。 【指摘事項】 都島区役所は、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を適切に実施し、点検の記録を保存する仕組みを構築されたい。	・区役所庁舎及び保健福祉センター分館において、令和 6 年 8 月 30 日に簡易点検を実施し、都市整備局作成の「日常点検チェックシート」の点検項目のうち、フロン排出抑制法に基づく簡易点検に該当する点検項目に「※フロン排出抑制法に基づく簡易点検含む」と補記し、日常点検時にもれなく点検を行ったのち、記録をデータ化して、課内ミーティングで共有することとした。また、人事異動後も継続して実施できるよう、事務分担表に日常点検作業を追記した。 ・都島区民センターにおいては、指定管理者においてフロン排出抑制法に基づく簡易点検を適切に実施していたものの点検記録を保存していなかったことから、実地調査後速やかに指定管理者に対して、簡易点検を行った際は点検記録を保存するよう指示し、令和 6 年 9 月 27 日に記録を保存した。 その後、日常点検チェックシートを当施設に対応した仕様に修正したものを指定管理者に提供するとともに、指定管理者から区役所あてに提出する月次報告書に同チェックシートを添付することとし、簡易点検記録を保存する仕組みを構築し、令和 6 年 11 月 5 日から運用を開始した。	措置済	令和 6 年 11 月 5 日
2	日常点検の実施方法について改善を求めたもの 日常点検について、日常確認及び日常点検チェックシートを活用した定期確認が実施されていなかった。 【指摘事項】 都島区役所は、関係職員に日常点検ハンドブックに示されている日常点検の実施方法を理解させた上で、適切に日常点検を実施するとともに、定期確認を実施した記録を作成し、組織で共有されたい。	・区役所庁舎及び保健福祉センター分館において、都市整備局作成の「市設建築物 日常点検ハンドブック」等を用い、日常点検の必要性や実施方法のほか、日常点検チェックシートを活用して行う定期確認や、開館時や閉館時など、折に触れエレベーターの稼働状況や空調機器周辺など日常確認を行うことについて課内ミーティングで関係職員に周知を行った。 ・令和 6 年 8 月から日常点検チェックシートを用いた定期確認を実施し、実施後は、結果をデータ化したうえで月次の課内ミーティングで担当職員間で共有することとし、日常確認時の不具合等についてはこれまで同様、担当職員間で情報を共有したうえで対応を検討することとしている。 ・都島区民センターにおいては、指定管理者において日常確認及び定期確認を実施していたものの定期確認の記録を保存していなかったことから、実地調査後速やかに指定管理者に対して、定期確認を行った際は点検記録を保存するよう指示し、記録を確認した。 その後、日常点検チェックシートを当施設に対応した仕様に修正したものを指定管理者に提供するとともに、指定管理者から区役所あてに提出する月次報告書に同チェックシートを添付することとし、定期確認記録を保存する仕組みを構築し、令和 6 年 11 月 5 日から運用を開始した。	措置済	令和 6 年 11 月 5 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	施設カルテの整備について改善を求めたもの 施設カルテの更新は行われていたが、点検での指摘内容、緊急度などの入力不足していた。 【指摘事項】 都島区役所は、関係職員に施設カルテ整備・更新の重要性を再認識させた上で、入力内容の不備について修正を行うとともに、更新状況を確認する仕組みを構築されたい。	・区役所庁舎及び保健福祉センター分館において、都市整備局作成の施設カルテ整備・運用方法研修資料を用い、施設カルテ整備・更新の重要性等について課内ミーティングで関係職員に周知を行った。 ・また、保守点検に関する記録を再度精査し、点検時の指摘事項等を施設カルテへ追記するとともに、決裁時には承認者及び決裁権者が点検での指摘内容と更新後の記録を突合することとし、令和6年12月27日に決裁を行った。 ・令和7年度より、「保守点検・修繕等包括的業務委託」受託事業者において施設カルテへの点検状況等の記録が行われることになるが、決裁時に更新内容と点検での指摘内容等を突合して、更新状況を確認していく。 ・都島区民センターにおいては、施設カルテ整備・更新の重要性について理解し、更新作業に努めていたものの、一部入力漏れ等があったことから、改めて担当職員が令和5年度の点検での指摘内容等を再確認し、全件入力を行った上で、令和6年10月10日に担当課長までの決裁を行った。 今後も、施設カルテ更新の照会（年1回）の際に入力内容に不備がないよう前年度の点検での指摘内容等と突合した上で更新を行う。	措置済	令和6年12月27日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 7 の第 1 号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 市設建築物（庁舎等）の個別施設計画に基づく維持管理に関する事務

所 管 所 属：東淀川区役所

通 知 日：令和 7 年 2 月 26 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	法定点検の実施について改善を求めたもの フロン排出抑制法に基づく点検について、簡易点検及び定期点検は実施されているが点検の記録が保存されていない施設が確認された。 【指摘事項】 東淀川区役所は、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を適切に実施し、点検の記録を保存する仕組みを構築されたい。	・フロン排出抑制法に基づく簡易点検の内容を含む本市日常点検チェックシートに基づいて、各施設担当者が点検を行い、令和 6 年度から実施記録を保存している。 ・作成・保存した日常点検チェックシートについて、総務・地域両課ともに毎月供覧を行い、毎年 3 月には総務課に報告を求めた上で、総務課にて両課の日常点検チェックシートについて不備がないか確認を行うとともに、供覧を行うことで組織で共有する仕組みを構築し、令和 6 年 12 月 5 日付けで地域課宛てに周知を行った。	措置済	令和 6 年 12 月 5 日
2	日常点検の実施方法について改善を求めたもの 日常点検について、定期確認を実施した記録である日常点検チェックシートが保存されていなかった。 【指摘事項】 東淀川区役所は、関係職員に日常点検ハンドブックに示されている日常点検の実施方法を理解させた上で、適切に日常点検を実施するとともに、定期確認を実施した記録を作成し、組織で共有されたい。	・「日常点検ハンドブック」の周知徹底に関して、令和 6 年 12 月 5 日付けで総務課から地域課宛てに通知を行うとともに、通知内容を基に、担当課間で日常点検の実施方法について認識共有のための打合せを行った。 ・作成・保存した日常点検チェックシートについて、総務・地域両課ともに毎月供覧を行い、毎年 3 月には総務課に報告を求めた上で、総務課にて両課の日常点検チェックシートについて不備がないか確認を行うとともに、供覧を行うことで組織で共有する仕組みを構築し、令和 6 年 12 月 5 日付けで地域課宛てに周知を行った。	措置済	令和 6 年 12 月 5 日
3	施設カルテの整備について改善を求めたもの 施設カルテの更新は行われていたが、点検での指摘内容、緊急度などの入力不足していた。 【指摘事項】 東淀川区役所は、関係職員に施設カルテ整備・更新の重要性を再認識させた上で、入力内容の不備について修正を行うとともに、更新状況を確認する仕組みを構築されたい。	・「施設カルテ整備・運用マニュアル」の周知徹底に関して、令和 6 年 12 月 5 日付けで総務課から地域課宛てに通知を行うとともに、通知内容を基に、担当課間にて施設カルテ整備・更新の重要性について認識共有のための打合せを行った。 ・施設カルテの入力内容の不備について修正を行い、令和 6 年 12 月 5 日に決裁を完了した。また、Teamsにて都市整備局から送付を受ける点検結果報告書について、施設カルテ更新に係る決裁ルート上の全ての職員を閲覧可能な状態にした上で、送付を受けた時点において総務・地域両課で供覧を行うことで、関係職員が報告書の内容を確実に認識するとともに、点検結果の確認を容易にする仕組みを構築した。	措置済	令和 6 年 12 月 5 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 7 の第 1 号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 市設建築物（庁舎等）の個別施設計画に基づく維持管理に関する事務

所 管 所 属：阿倍野区役所

通 知 日：令和 7 年 3 月 5 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	法定点検の実施について改善を求めたもの フロン排出抑制法に基づく点検について、簡易点検が実施されていない施設が確認された。 【指摘事項】 阿倍野区役所は、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を適切に実施し、点検の記録を保存する仕組みを構築されたい。	【阿倍野区役所】 令和 6 年 12 月 2 日に簡易点検を実施し、組織内で供覧のうえ適切な簿冊に保管した。 点検・記録・保存が適切に継続されるよう、担当内共有スケジュールを活用することとした。	措置済	令和 6 年 12 月 2 日
2	日常点検の実施方法について改善を求めたもの 日常点検について、定期確認を実施した記録である日常点検チェックシートが保存されていなかった。 【指摘事項】 阿倍野区役所は、関係職員に日常点検ハンドブックに示されている日常点検の実施方法を理解させた上で、適切に日常点検を実施するとともに、定期確認を実施した記録を作成し、組織で共有されたい。	【阿倍野区役所】 日常点検ハンドブックを供覧し、日常点検について認識を改めた。 示された実施方法により、令和 6 年 12 月 2 日に点検を実施し、日常点検チェックシートを作成、供覧した。 点検周期が 1 年となっている項目については、3 月末までに実施し、点検・記録・保存が適切に継続されるよう、担当内共有スケジュールを活用することとした。 【阿倍野区民センター】 令和 6 年 11 月 15 日以降、指定管理者において、日常点検ハンドブックに示された実施方法により点検を実施し、記録した日常点検チェックシートを保存した。 なお、点検周期が 1 年となっている項目については、3 月末までに実施し、指定管理者において記録した日常点検チェックシートは、月次報告書とともに提出させ、供覧することで共有することとした。	措置済	令和 6 年 12 月 2 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	施設カルテの整備について改善を求めたもの 施設カルテの更新は行われていたが、点検での指摘内容、緊急度などの入力不足していた。 【指摘事項】 阿倍野区役所は、関係職員に施設カルテ整備・更新の重要性を再認識させた上で、入力内容の不備について修正を行うとともに、更新状況を確認する仕組みを構築されたい。	【阿倍野区役所】 「施設カルテ整備・運用マニュアル」及び施設カルテ整備・運用方法研修資料等を用いて理解を深めた上で、施設カルテと点検結果報告書との照合を行い、不足していた点検での指摘内容及び緊急度などについて入力し、令和6年12月2日に供覧した。 なお、定期的に施設カルテを供覧するため、担当内共有スケジュールを活用することとした。 【阿倍野区民センター】 「施設カルテ整備・運用マニュアル」及び施設カルテ整備・運用方法研修資料等を用いて理解を深めた上で、施設カルテと点検結果報告書との照合を行い、不足していた点検での指摘内容及び緊急度などについて令和6年11月29日に入力した。 なお、更新状況については、施設カルテを所定の組織フォルダに格納の上、毎月開催の担当内会議において確認することとした。	措置済	令和6年12月2日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監7の第1号

監 査 の 対 象：令和6年度監査委員監査 市設建築物（庁舎等）の個別施設計画に基づく維持管理に関する事務

所 管 所 属：住之江区役所

通 知 日：令和7年3月5日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	法定点検の実施について改善を求めたもの フロン排出抑制法に基づく点検について、簡易点検及び日常点検は実施されているが点検の記録が保存されていない施設が確認された。 【指摘事項】 住之江区役所は、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を適切に実施し、点検の記録を保存する仕組みを構築されたい。	【総務課（本庁舎・区民ホール・分館）】 ・フロン排出抑制法に基づく簡易点検を適切に実施し、点検の記録を保存したことを確認するため、四半期ごとに庁舎管理担当において会議を開催し確認を行う仕組みを構築することを、令和6年12月24日に開催した庁舎管理担当者会議にて確認した。この取扱いは、人事異動の際も引継書類に記載することにより確実に引継ぎを行う。	措置済	令和6年12月24日